



差別をなくし  
多様性のある寛容な社会をめざして



# 差別をなくし 多様性のある寛容な社会をめざして

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」

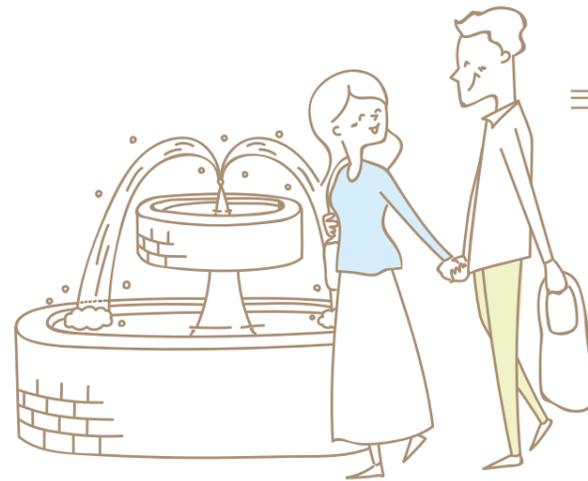
日本国憲法第11条は、日本国民が生まれながらにして基本的人権を持っていることを定めています。

また、世界人権宣言第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳われています。

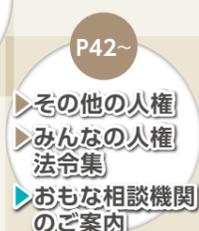
この冊子では、

わたしたちを取り巻くさまざまな人権についての課題をまとめました。

より良い未来のために、学び考えていきましょう。



## 目次



▶その他の人権  
▶みんなの人権  
法令集  
▶おもな相談機関  
のご案内

# 人権



この間授業で学習したんだけど、17世紀のヨーロッパでは、国王が権力を握っていて民衆の自由や権利が認められていなかったんだって。

そうだね。それで民衆の不満が高まって、徐々に「人権」という考え方が根付いてきたんだね。



18世紀末に起きたフランス革命では、「人権宣言」が採択されたよ。

その後、人権は各国の憲法にも取り入れられるようになり、その内容も広がってきたんだね。

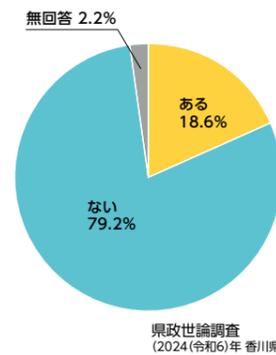


## 人権ってなんだろう？

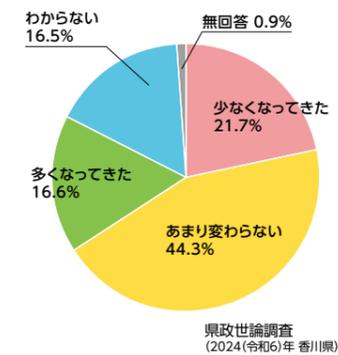
人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない基本的権利です。

人が幸せに生活できるためには、衣食住が足りていること、健康であること、生命・身体の危険がないこと、意見を自由に発表できること、正しい情報が得られること、自分の能力を十分に発揮できることなどがが必要です。

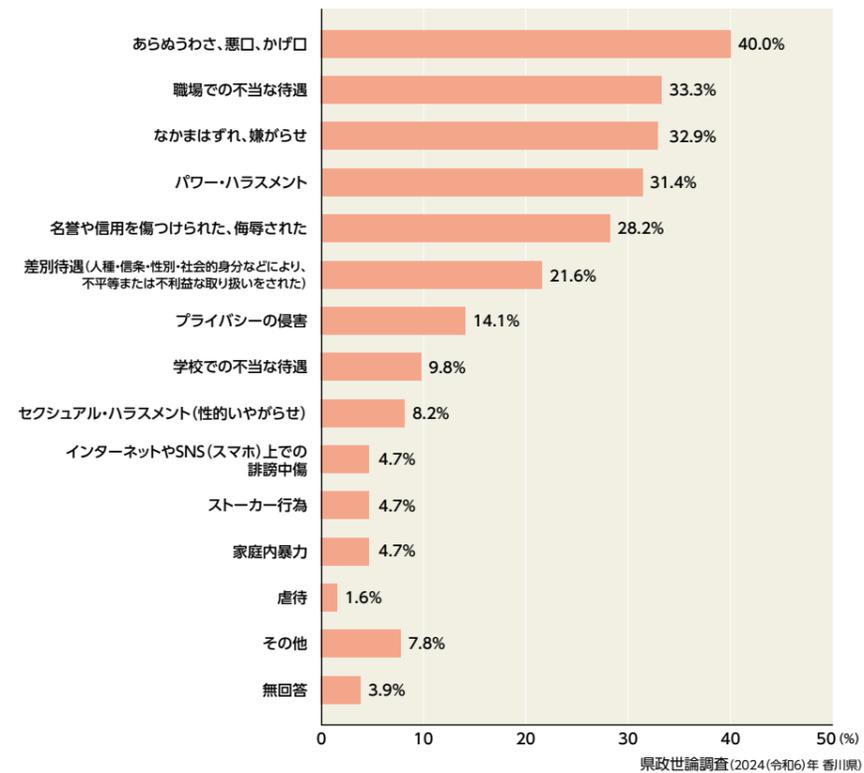
あなた、または、あなたの家族が今までに人権を侵害されたと思ったことがありますか。



あなたは、この5~6年間に、日本で人権が侵害されるようなことが、少なくなってきたと思いますか、多くなってきたと思いますか。



あなた、または、あなたの家族は、どのようなことで人権が侵害されたと思いますか。



### いろいろな人権

憲法には、次のような人権が認められています。

- ・自由権
- ・平等権
- ・社会権(人間らしく生きる権利)
- ・参政権
- ・請求権

### 世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日の国連第3回総会で採択されました。この宣言では、人権を自由権、参政権、社会権に分けて規定されており、宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、その後多くの条約が国連で採択されています。

### 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

2011(平成23)年、国連人権理事会において、全会一致で支持された原則。ビジネスと人権の関係を、1)人権を保護する国家の義務、2)人権を尊重する企業の責任、3)救済へのアクセス、の3つの柱に分類し、人権を保護する国家の義務を再確認するとともに、企業には、その企業活動及びバリューチェーンにおいて人権に関する諸権利を尊重する責任があることを明記し、人権尊重の具体的方法として「人権デュー・ディリジェンス」の実施も規定されました。

日本政府は、2020(令和2)年10月、国連指導原則を踏まえた上で、「[ビジネスと人権]に関する行動計画」を策定しました。また、企業に求められる人権尊重の取組を具体的に解説した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を、2022(令和4)年9月に策定しました。

※1バリューチェーン:原材料の調達から顧客に届けるまでの付加価値をつなぐこと。

※2人権デュー・ディリジェンス(人権DD):企業活動における人権への負の影響を特定し、それを予防、軽減させ、情報発信すること。

SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals)は、2015 (平成27)年9月、国連サミットにおいて採択された、2030 (令和12)年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

このSDGsは、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、その根底には「人権」があり、ゴール及びターゲットの一つ一つが、「全ての人の人権の実現」と密接に結びついています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

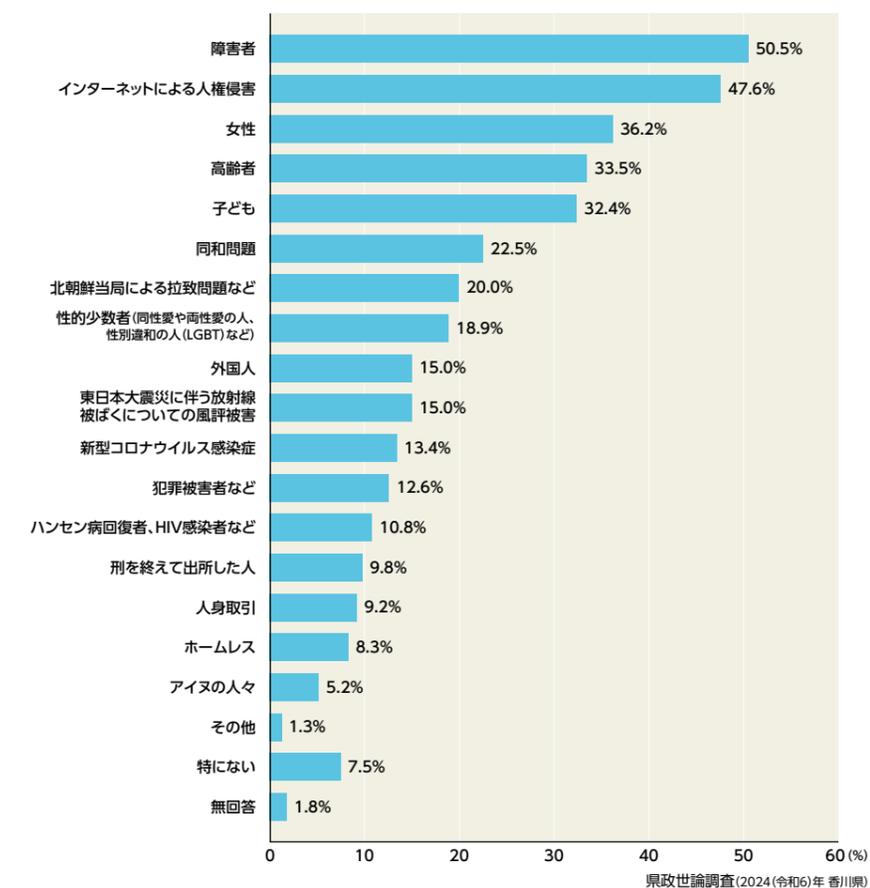


国内の人権問題

同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・性的少数者・外国人・HIV感染者・ハンセン病回復者・犯罪被害者などに関する人権問題、インターネットによる人権侵害などの問題が存在しています。

日本社会の国際化、情報化、少子高齢化が進展するなかで、さまざまな人権問題に関する取組は、ますます重要になってきます。

日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。



身近なところから人権を考えてみよう  
一人ひとりが違って当たり前

「あれ、私と違う」と思ったら、始めはぶつかりあうこともあります。でも、お互いに話し合ったり、触れ合ったりして、一人ひとり違って当たり前だと気が付けば、もっと理解し合えます。

私たちは、一人ひとりそれぞれ多様な考え方や価値観を持ち、日々、生活を営んでいます。誰もが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くために、自分の人権と同じように他人の人権も認め合っていくことが大切です。



固定観念にとらわれない

「血液型がA型の人は几帳面」、「家事は女性がすべき」、「結婚式は大安の日でない」と。

このように、思い込みや固定観念などで一面的に決め付けたイメージ (ステレオタイプ) に、その人の価値観や優劣の考え方が加わると、時には合理的な理由もないまま人を避けたり、偏見や差別を引き起こすことがあります。

お互いの人権を尊重した人間関係を築いていくためにも、初めから何かを決め付けるのではなく、一人ひとりが持つ多様な個性を見つけ出し、認めていくことが大切です。



あなたの人権感覚を見直してみませんか

家族や友人と話をすると、とても日常のことです。しかし、その会話が誰かを傷付けているかもしれない…。そのように考えたことはありますか。

言葉は、人と人をつなぐ大切なコミュニケーション手段ですが、私たちが普段何気なく使っている言葉や表現の中には、人権を無視したものや差別的な意味合いが含まれているものがあります。例えば、「年寄りにはできない」とか「女のくせに」、「車いすでかわいそう」など。

私たちは、家庭・地域・職場・学校などの日常生活の場面に応じて、言葉を選び、表現していますが、その基準の中に人権の視点を入れてみてはどうでしょうか。人権について、さまざまな知識を身に付け、相手はその表現をどう感じているかを考えてみるのが大切です。



人権尊重社会の実現をめざして

私たちの社会には、依然としてさまざまな人権問題が存在しています。その根底には、「自分の人権と他人の人権を正しく理解し、相互に尊重しよう」という人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着していないことがあるといわれています。

私たち一人ひとりが人権の大切さについて正しく理解し、お互いの人権を尊重することにより、全ての人が笑顔で暮らせる平和で豊かな社会をめざしましょう。

香川県の取組

2003 (平成15) 年12月に、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2013 (平成25) 年12月、2021 (令和3) 年10月に、それぞれ一部改正しました。

また、2021 (令和3) 年10月に策定した「『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画」(2023 (令和5) 年10月に「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」に変更) においては、人権尊重社会の実現に向け、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進、人権擁護活動の充実といった施策について実施することを明記しています。

マイクロアグレッション

日常生活の中で、人種、ジェンダー、性的指向などのマイノリティに向けられる無意識の差別的な表現のことです。「○○ちゃん、女の子なのにすごいね」などほめ言葉の形をとることもあります。発言者は善意かもしれませんが、自分の些細 (マイクロ) な表現が、受け取る側にとってアグレッション (攻撃) になっていないか、考えることが大切です。

# 部落差別（同和問題）



私、結婚を前提にお付き合いしてる人がいるのよ。その人と結婚して、いい家庭を築きたいな。

あら、そうなの。今度お母さんにも紹介してちょうだいよ。ところで、その人はどこに住んでる人なの？



その人はね、〇〇市の△△に住んでるよ。

え、そこは大丈夫なの？ あなたの結婚相手、同和地区出身じゃないの…。



急にどうしたの、お母さん？ なんで生まれた場所を気にするの？ 彼のことをちゃんと見て判断してよ。

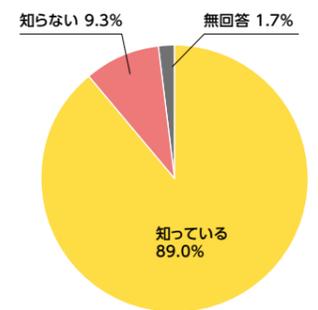


## 部落差別（同和問題）とは

部落差別（同和問題）とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けているという重大な社会問題であり、憲法で保障された基本的人権の侵害にかかわる課題です。

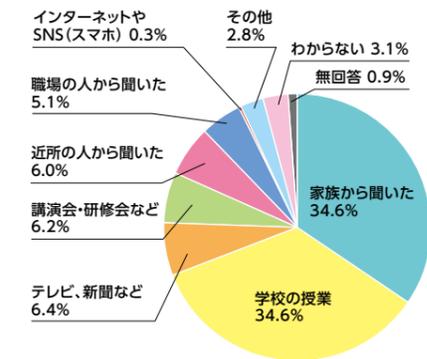
解決のためには、人権を尊重し、この問題について理解を深める必要があります。

多くの人権課題がある中で、日本の社会に「同和問題」、「部落差別」などと言われる問題があることを知っていますか。



県政世論調査 (2024(令和6)年 香川県)

同和問題について、あなたが初めて知ったきっかけは何ですか。



県政世論調査 (2024(令和6)年 香川県)



## 部落差別（同和問題）のはじまり

中世（鎌倉時代や室町時代）から、芸能や庭造りなどの特定の職業に従事する人々はその職能（神に通じる・自然を作り変えるなど）により特別な力を持っているとして、同じ火や器を使わない、居住地を別にするなどの慣習的な差別を受けました。また、その職業は、賤視の対象でもありました。

江戸時代に入ると、幕府や藩は、領地内の人々を地域や職能ごとにまとめ、身分を編成して治めるようになりました。その中で、慣習的な差別を受けてきた人々や戦乱などにより放浪した人々は、他の身分以上に身なりや居住地を制限されるなどの政治的な差別を受けるようになりました。そして、それまでの慣習的な差別と相まって、人々は身分に上下があるものにとらえ、差別意識を強めていきました。

明治時代になり、近代化政策の中で江戸時代の身分制度はなくなりましたが、人々は、差別を受けてきた人々と対等であることを受け入れられませんでした。このため、職業・結婚・住居など社会の多くの面で、差別が続きました。

このように、日本社会の歴史的過程において形成された身分差別により、国民の一部の人々が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、いまだにこうした差別が根強く残っています。

### 国や県、市町の取組

- 1871(明治4)年 「解放令」の公布
- 1965(昭和40)年 同和対策審議会の答申
- 1969(昭和44)年 「同和対策事業特別措置法」の施行
- 1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法」の施行
- 1987(昭和62)年 「地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置法」の施行
- 1996(平成8)年 「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」の施行
- 2000(平成12)年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行
- 2002(平成14)年 地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置法の失効により一般対策での対応
- 2016(平成28)年 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行

### 香川県部落差別事象の発生防止に関する条例 (平成8年条例第3号)

この条例は、現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由として、結婚に反対したり、婚約を破棄するなどの結婚に際しての差別事象や、採用試験において不利な取り扱いをしたり、採用しないなどの就職に際しての差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的としています。  
条例では、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査を禁止しています。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)(平成28年法律第109号)

この法律は、部落差別は許されないと認識の下、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を定め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

同和地区に関する識別情報の摘示

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会(憲法・民法の研究者、法律実務家、関係省庁等(法務省、総務省、最高裁判所))」において、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報を公表する行為は、通常、プライバシーを違法に侵害するものであるとして、当該情報を差止めにより削除することができるとの見解が示されました。(2022(令和4)年5月公表)

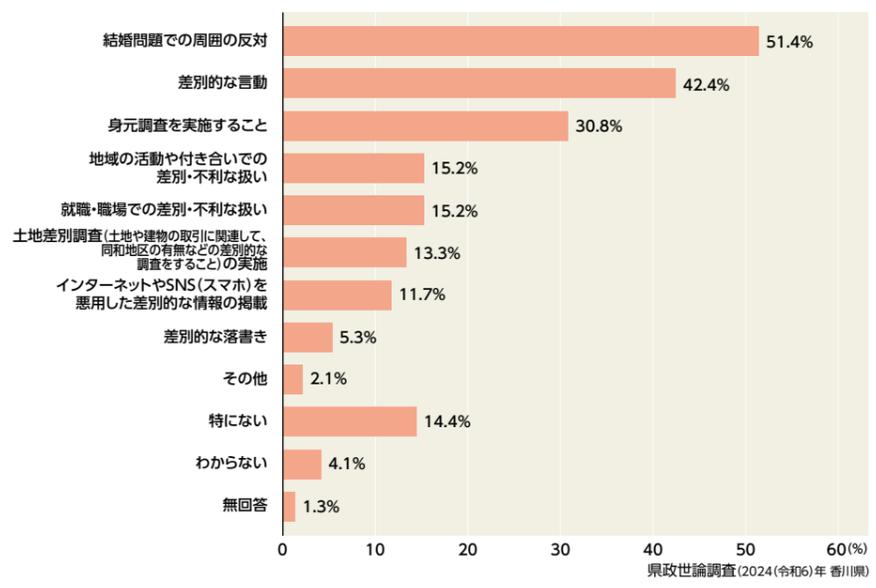
MEMO



部落差別(同和問題)の現状

同和対策事業特別措置法をはじめとする3つの特別措置法に基づくさまざまな事業の実施により、同和地区の生活環境は大きく改善されました。しかしながら、結婚における差別、日常生活での差別発言などの事案は、依然として存在するほか、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や、同和地区の所在を示す書き込みがインターネット上に掲載されるなど、差別意識はまだ解消されたとはいえません。

同和問題に関して、あなたは、これまで、どのような差別を見聞きしたことがありますか。



えせ同和行為

この行為は、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という人々の誤った意識に乗じて、何らかの利益を得るため、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為であり、人々に同和問題に対する誤った意識を植え付ける、偏見や差別を助長する大きな要因となっています。

国が平成30年に行った調査の結果によると、被害率は減少しているとみられるものの、依然としてえせ同和行為による被害の発生が確認されています。

えせ同和行為は同和問題の解決を阻害する行為として排除する必要があり、毅然とした態度で対応することが大切です。



同和問題に正しい理解と認識を

「部落差別は、そっとしておけば自然になくなる」とか、また、「子どもは何も知らないのだから、教えるとかえって差別の存在を知らせ、これを広める結果になる」という声を聞いたり、そう思ったりしたことはありませんか。

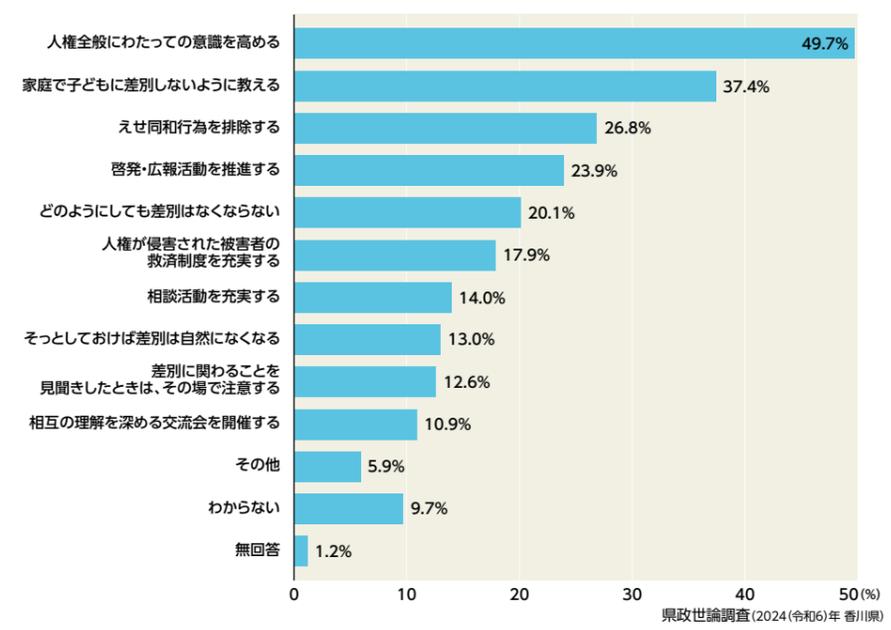
本当にそっとしておけば、部落差別(同和問題)は解決するのでしょうか。

1871(明治4)年に「解放令」が出されてから150年以上、1947(昭和22)年に日本国憲法が施行されてから80年近くが経過していますが、いまだに差別はなくなっていません。

それは、多くの人々が「自分とは無関係の問題だ」あるいは「そのうちに自然になくなるから」などとして、部落差別(同和問題)と向き合うことなく、避けてきたからではないでしょうか。また、えせ同和行為など部落差別(同和問題)についての正しい認識を妨げるような事柄に出会ったことで、かえって差別の気持ちが強くなるという場合もあります。

そうならないためにも、部落差別(同和問題)を正しく理解することが大切であり、特に、未来を託す子どもたちには、正しく伝えていかなければなりません。

同和問題を解決するために必要と思われることは何ですか。



2024(令和6)年度 同和問題啓発ポスター



「つながる私たちの時代に、差別はつなげない。」

登録型本人通知制度

この制度は、本人が事前に登録しておけば、代理人や第三者に戸籍謄(抄)本や住民票の写しなどの証明書を交付したとき、その事実を本人に通知する制度で、人権侵害につながる不正取得への抑止効果が期待されています。(2012(平成24)年7月から県内すべての市町で実施)

MEMO



雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法) (昭和47年法律第113号)
労働者が性別を理由として差別を受けることをなくしていくことを目的として制定された法律です。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) (平成27年法律第64号)
この法律は、女性が働きやすい環境づくりを企業等に求める法律です。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (平成30年法律第28号)
衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた法律です。
2021(令和3)年6月の改正で、議員や候補者へのセクハラ(妊娠・出産をめぐる嫌がらせ)対策等が盛り込まれました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法) (平成13年法律第31号)
配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るために制定された法律です。

デートDV
デートDVとは、DVの中でも特に交際相手(恋人)から受ける暴力のことを言います。

知る 働く女性の現状

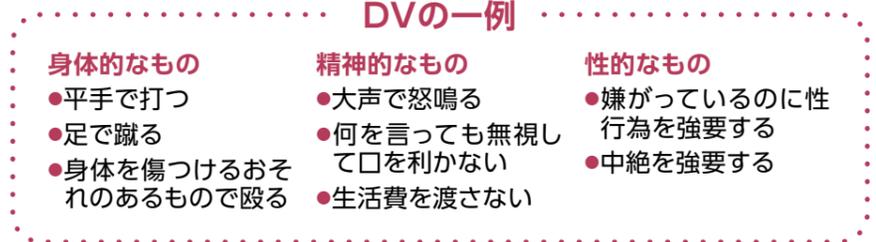
雇用の分野においては、男女の均等な機会と待遇の確保を図るための法律や制度の整備が行われてきましたが、現実には、採用時や配置、昇進時の男女の不平等が見られます。また、給与の額も女性は男性の7割程度にとどまるなど、依然として課題が残っています。

このため、働く女性が、男性と共にその能力を十分に発揮し、活躍できるように、女性の能力発揮のための企業の積極的な取組(ポジティブ・アクション)が求められます。

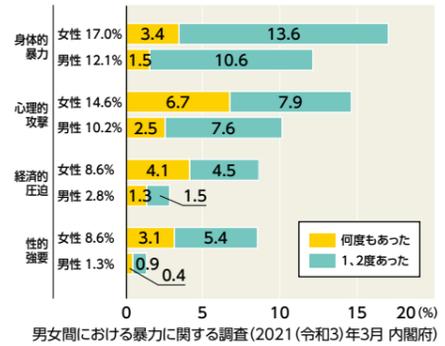
考える 女性の人権が尊重される社会に

女性への暴力は犯罪です

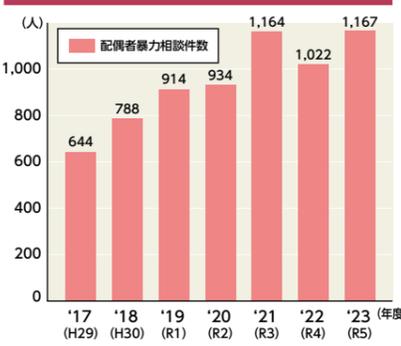
ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人などの親しい関係にある人、またはあった人からの暴力で、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力等も含んだ意味で使われます。



配偶者等からの被害経験

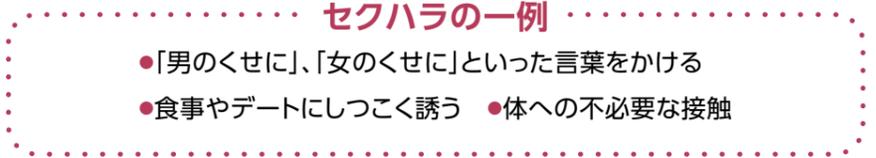


配偶者からの暴力相談等の状況(香川県子ども女性相談センター)



考える セクシュアルハラスメントってどんなこと?

セクシュアルハラスメント(セクハラ)は、相手の嫌がる性的な言動などにより、その人の人格を無視した不快感を与える人権侵害行為です。セクハラにより仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりするなどの被害が出ています。



相手が性的に不快に感じることはセクハラのおそれがあるため、相手の立場に立って考える必要があります。

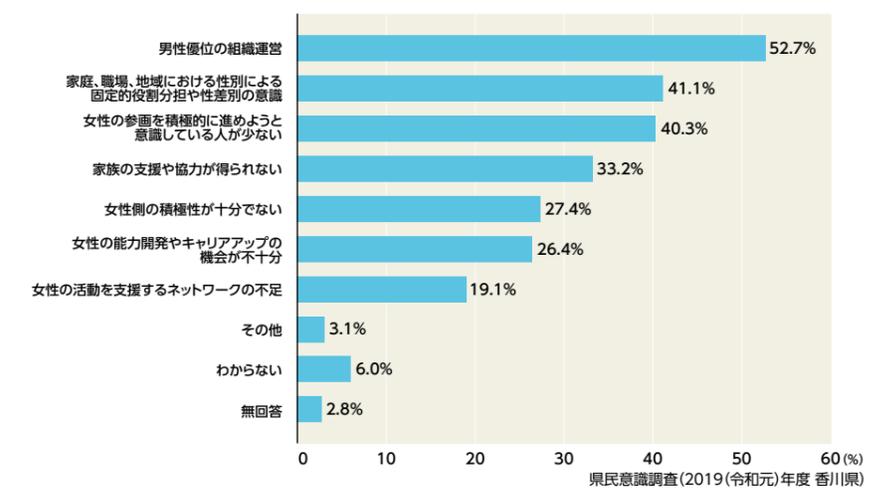
考える セクハラを防ぐためには

職場環境や人事・雇用管理の改善、社員(職員)への教育・啓発が必要です。また、家庭や社会生活の中での男女の役割分担意識についても正しい理解を深めなければなりません。

これから 男女共同参画社会の実現に向けて

性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれ個人の主体的な選択が尊重され、多様な選択ができるようになることが必要です。

あなたは、企業や地域社会、また政治や行政において、企画立案や方針決定の過程に指導的立場の女性が少ない理由は何だと思いますか。



セクハラの種類
●環境型セクハラ
性的な言動により職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が出ること
●対価型セクハラ
職場において、労働者の意に反する性的な言動を拒否することにより解雇・降格・減給などの不利益を受けること

セクハラの対象
男女雇用機会均等法の改正により、異性・同性間や性的少数者に対するセクハラについても明記されました。

# 子どもの人権



家に帰ったら、毎日お父さんから「勉強しなさい」って怒られてばかりだよ。それに僕の勉強のことでお父さんとお母さんがよく喧嘩になるんだ。それに比べて君はいいなあ。毎日サッカー教室に行けるなんて…。

僕も好きでサッカーをしてるわけじゃないんだ。サッカー選手になるのがお父さんの夢だったんだ。それで僕にサッカーを習わせるんだ。



そうだったんだ。なんで親は子どもを思いどおりにさせようとするのかな。僕たちには自由がないのかな。

そんなことはないよ。人権はみんなに認められているもので、子どもは、「子どもの権利条約」の中でたくさんの権利が認められてるんだよ。



そうなの。子どもの権利がちゃんとあるなんて知らなかったな。一体どんな権利があるんだろう。調べてみよう。

## 知る 子どもの権利

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは出身地、人種や民族、性別、障害のあるなしなどの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利であり、大人と同様に子どもにも人権があります。

## 知る 子どもの権利条約

1994(平成6)年、日本は「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を批准しました。この条約では、子どもが一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳を持つ権利の主体としてみなしています。

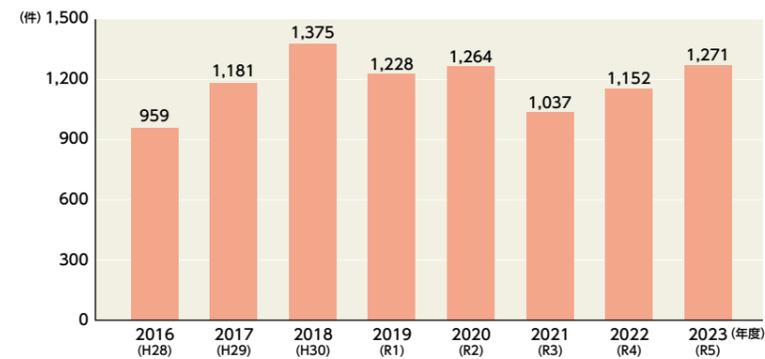
## 知る 子どもへの人権侵害

### 児童虐待

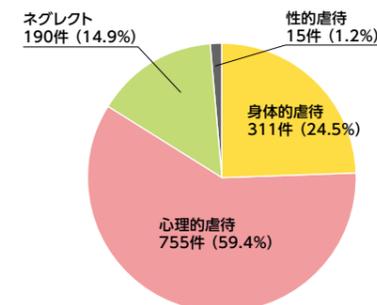
児童虐待とは、親が、子どものからだやこころを傷つけることです。児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、大きく分けて右の4つの種類があります。

- ① 身体的虐待 (殴る、蹴る、やけどを負わせるなど)
- ② 性的虐待 (子どもへの性交、性的行為の強要など)
- ③ 心理的虐待 (傷つくことを言う、言葉による脅しなど)
- ④ ネグレクト (家に閉じ込める、食事を与えないなど)

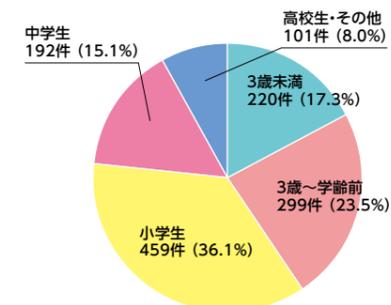
県児童相談所(子ども女性相談センター、西部子ども相談センター)の児童虐待対応件数の年度別推移



2023(令和5)年度児童虐待対応件数の種類別内訳



2023(令和5)年度児童虐待対応件数の年齢別内訳



児童相談所(子ども女性相談センター、西部子ども相談センター)調査

「子どもの権利条約」が定めている権利

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

子どもの権利を定めている法律

日本では、平成28年の児童福祉法改正により、子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されています。また、令和5年には、全ての子どもが、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進するための基本的な法律として、子ども基本法が施行されています。

こども家庭庁の創設

こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織として、令和5年4月に創設されました。

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成12年法律第82号)

この法律は、2000(平成12)年5月に成立し、同年11月に施行されました。この法律では、児童に対する虐待の禁止、児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置などが定められています。
2004(平成16)年4月に一部改正(同年10月から施行)され、児童虐待を「人権の著しい侵害」と明記し、児童虐待の定義を明確化すると共に、国及び地方公共団体の責務の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の自立支援等を盛り込みました。
2007(平成19)年6月の一部改正(2008(平成20)年4月から施行)では、法律の目的に「児童の権利利益に資すること」を明記すると共に、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を盛り込みました。
また、2019(令和元)年6月の一部改正(2020(令和2)年4月から施行)においては、親権者等による体罰の禁止等を盛り込みました。

ヤングケアラーの実態に関する調査(厚生労働省・文部科学省、2021(令和3)年3月)

「世話をしている家族がいる」と回答したのは、中学2年生が5.7%(約17人に1人)、全日制高校2年生が4.1%(約24人に1人)。

知る 児童虐待が子どもに及ぼす影響

児童虐待は心身に深刻なダメージを引き起こし、その後の子どもの成長・発達にさまざまな影響を及ぼします。また、死に至るようなケースもあるため、迅速かつ適切な対応を要します。

考える 児童虐待を防ぐには

児童虐待を防ぐために「発生の予防」、「早期発見・対応」、「保護・支援」の取組が不可欠です。そして、その背景は多岐にわたるため、児童相談所や市町だけでなく、地域の幅広い協力体制の構築が必要です。

- ①発生の予防
  - 児童虐待に至る前に、適切な支援につなげることが必要(育児の孤立化、育児不安の防止)
- ②早期発見・早期対応
  - 児童虐待が深刻になる前の早期発見・早期対応が必要
- ③子どもの保護・支援、保護者支援
  - 子どもの安全を守るための適切な一時保護が必要
  - 家族再統合に向けた保護者への支援が必要
  - 社会的養育体制の拡充が必要

知る 子どもの人権に関わるその他の問題

子どもの人権に関わる問題には、児童虐待のほか、いじめや不登校などの問題、18歳未満の子どもが家族の介護や世話をするいわゆるヤングケアラーの問題、養育費用未受給の問題、児童買春・児童ポルノの問題、戸籍を持たない無戸籍児童の問題などがあります。

これから 子育てに不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の相談をしたり、保護者同士で交流することで、悩みが軽減したり、解決の糸口が見つかることもあります。

- 電話相談 ●なかまづくり(子育てサークル)
- 家庭訪問による育児支援 ●専門職への相談(保健師・保育士・医療関係者)

高齢者の人権



こんにちは。いつも学校の行き帰りの見守りありがとうございます。



そうなんだ。他にも集会所の花壇の手入れもしてくれるし、ずっとお礼が言いたかったんです。



こんにちは。どういたしまして。私にとっては、こうやってみんなの元気な顔を見ることがうれしいんだよ。



ありがとう。そんな大げさなことじゃないけれど、感謝されたら私もやりがいがあるってなんだよ。年を重ねても生きがいは大切なんだ。

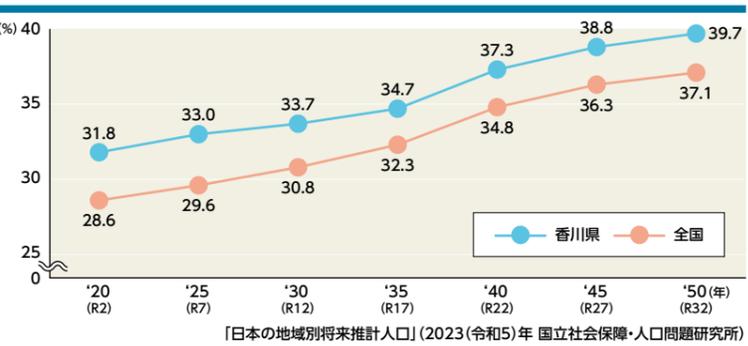


### 豊かな長寿社会とは？

人口の高齢化が急速に進展して、2070(令和52)年には、国民の2.6人に1人が65歳以上になると予測されています。今後、高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとってもやさしく暮らしやすい社会の実現につながります。

年齢に関わりなく、それぞれの希望に応じて活躍できる環境を整備し、全ての世代の人々が安心して豊かに暮らせる持続可能な社会を築いていく必要があります。

高齢化率の推移



### 高齢者への虐待

介護を必要としている高齢者に対して、介護者が虐待を加えるなど、高齢者への人権侵害が大きな社会問題となっています。

虐待の種類として、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5種類があります。

高齢者虐待防止法においては、国民全般に養護者による虐待について市町村への通報義務を課しているほか、養介護施設、病院、保健所等の関係団体や医師、保健師、弁護士等といった、高齢者虐待を発見しやすい立場にある人々には早期発見の努力が義務付けられています。



### 高齢者虐待ではと思ったら

介護を必要としている高齢者が虐待を受けるケースが圧倒的に多いため、被害者自身が助けを求めることは困難です。

周囲の人たちが、高齢者への虐待が行われている兆候を感じたら、早急に相談することが必要です。



### 高齢者のことで困ったらどうする？

地域包括支援センターは、地域に住んでいる高齢者やその支援のための活動に関わっている人が利用できます。総合相談では、高齢者自身だけでなく、家族や近所の人からの相談も受け付けており、必要なサービスや制度を紹介しています。



### 支えあい安心して暮らせる長寿社会の実現に向けて

#### 家庭の中で

高齢者に対し、家族が、身体機能の低下を理由に厄介者扱いしたり、自尊心を傷つけるような言動をすることはありませんか。また、高齢者がしたいと思っているのに、家事や手伝いをさせないようにしてはいませんか。

加齢とともに身体能力が低下しても、家庭の中で重要な一員として認められることは、生活の質を維持するために重要なことです。日常生活の中でコミュニケーションを大切に、高齢者の自主性を尊重しましょう。

#### 介護が必要となった高齢者とその家族の支援

人は誰でも、最後まで人間としての尊厳を保ちたいと願っています。介護を必要とする高齢者自身も、高齢者を支える家族も、日頃から相談できる相手をつくって虐待の発生を防ぐとともに、介護保険や福祉サービスを適切に利用して、高齢者が自分の望んだ人生を送れるよう支援する仕組みを築くことが大切です。

#### 地域の中で

高齢者は、ボランティアや地域活動への参加意欲が高く、また、実際に多くの人が何らかの活動に参加しています。社会の中で重要な役割を果たすことが大きな生きがいとなっているのです。地域の中で、高齢者が活動できる場を広げましょう。

高齢者がこのような社会参加活動を通じて、若者や子どもたちなど幅広い層と交流することは、相互の理解を深めるだけでなく、昔の遊びやふるさとの歴史、郷土料理など、昔から伝えられてきた貴重な文化を次の世代に伝えるためにも大切なことです。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯も増加しており、声かけや困ったときの支援など近隣での助け合いや、ちょっとしたボランティアなど、地域全体で高齢者を支える共助の社会づくりを進めましょう。

#### 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症などの理由で判断能力が十分ではない人の財産管理や身上監護を行う制度です。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人の自己決定権を尊重しつつ、本人の権利の保護を図っています。

#### 介護保険法 (平成9年法律第123号)

この法律は、1997(平成9)年に成立し、2000(平成12)年4月に施行されました。この法律では、介護を要する状態となってもその者の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する介護保険の制度を定めています。2006(平成18)年4月の一部改正により、各市町に地域包括支援センターが設置され、高齢者の総合相談窓口として、成年後見や虐待対応等の権利擁護に関する業務や介護予防事業等を行っています。

#### 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (令和5年法律第65号)

この法律は、2023(令和5)年に成立し、2024(令和6)年1月に施行されました。この法律では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

# 障害者の人権



今日、駅前で目が不自由な人がとても困っていたんだよ。点字ブロックの上に自転車を置いているからだよ。

そうなんだ。目が不自由な人にとっては点字ブロックはとても大事だよ。そこに自転車を置くなんて。



そうそう。まちでは障害のある人に配慮していることがほかにもあるんだけど、知らない人も多いよね。

そうだよね。私の知らないこともあるんでしょう。今度、まちで障害のある人への配慮にはどんなものがあるのか見てみよう。

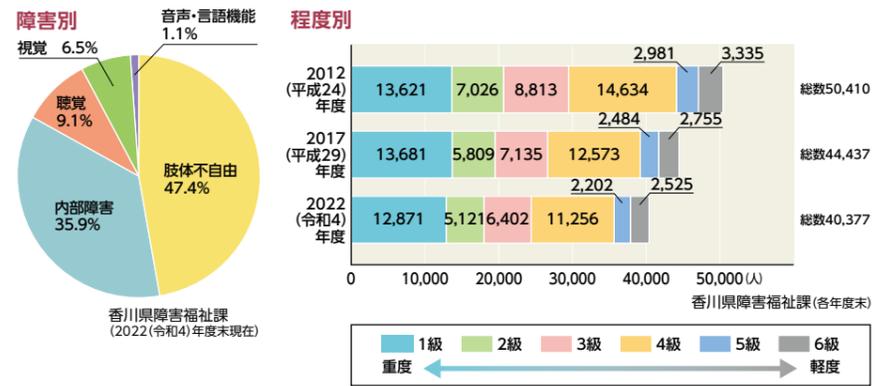


## 知る 障害のある人を取りまく状況

私たちは、誰もが人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。しかし、あなたの周りで、障害のある人がさまざまな不便を感じていることはないでしょうか。また、障害のある人の自立や社会参加を阻んでいることはないでしょうか。

- 障害者が不便に思うこと
- 車いすで進めない段差がある。
  - 歩道に点字ブロックがない。
  - 駅のホームに点字ブロックや転落防止のためのホームドアがない。
  - 公共施設等に文字や音声の案内がない。
- など

### 身体障害者の現状及び推移(身体障害者手帳交付者数)

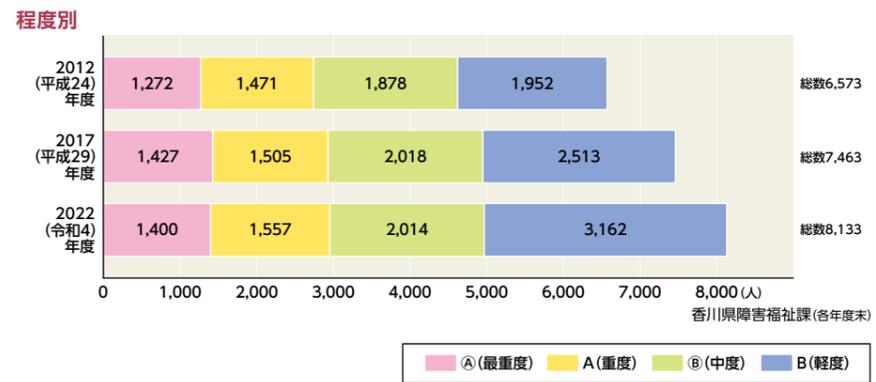


**障害者基本法 (昭和45年法律第84号)**

この法律は、1993(平成5)年11月に「心身障害者対策基本法」を一部改正して成立し、さらに2011(平成23)年8月に改正されました。この法律では、基本的理念として、全ての国民が障害の有無にかかわらず基本的人権を有する個人として尊重され、何人も障害を理由として差別してはならないと定められています。

また、12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とすること、国や地方公共団体が障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないことなどが定められています。

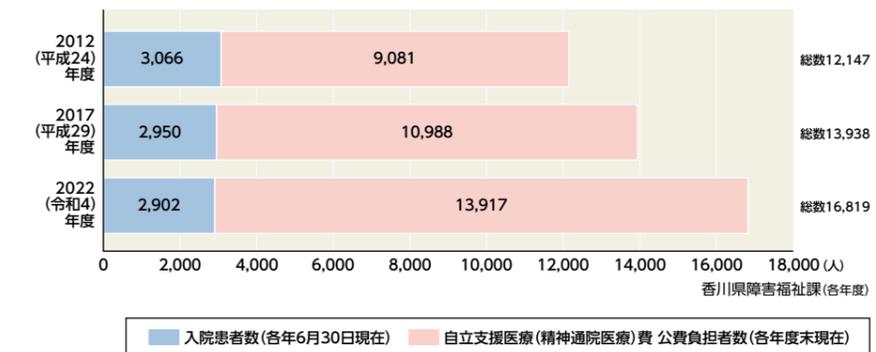
### 知的障害者(児)の推移(療育手帳交付者数)



**障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法) (昭和35年法律第123号)**

この法律は、1987(昭和62)年に「身体障害者雇用促進法」を一部改正して成立したものです。この法律では、事業者に対して、一定割合以上の障害者を雇用しなければならないことなどが定められています。(民間企業2.5%、国・地方公共団体等2.8%、都道府県等の教育委員会2.7%) また、2016(平成28)年4月から、障害者に対する差別の禁止及び事業者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

### 精神障害者の推移



**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法) (平成23年法律第79号)**

この法律は、2011(平成23)年6月に成立し、2012(平成24)年10月に施行されました。この法律では虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置などが定められています。

障害者の権利に関する条約

この条約は、2006(平成18)年12月13日に国連総会で採択されたもので、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。日本は、2007(平成19)年に署名し、2014(平成26)年1月20日に批准しています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(平成25年法律第65号)

この法律は、2013(平成25)年6月に成立し、2016(平成28)年4月に施行されました。この法律では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別を解消するための措置などが定められています。

また、この法律で定められていることは次の2点です。

- 「不当な差別的取扱い」の禁止  
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止
- 「合理的配慮」の提供  
障害のある人から配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

2024(令和6)年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対する合理的配慮の提供義務化や差別を解消するための支援措置の強化が新たに定められます。

ノーマライゼーション

障害のある人が障害のない人と共生し、人として当たり前の生活を送ることができる社会がノーマルであるとする考え方です。



個性と人格を尊重し合いながら

障害のある人とのコミュニケーションは、難しく思えるかもしれません。場合によっては、どうやって何を話したらいいのかと、考え込んでしまうでしょう。だからといって、こちらが障害にこだわって考え、口先のねぎらいを言うことは、個人の人格を尊重することには必ずしもつながりません。

障害の特性を考えて、コミュニケーションの方法などを考慮することは必要ですが、「障害のある人だから」という先入観にとらわれず、障害のある人も、個性と人格を持った一人の人間であるという当然の事実を忘れないようにしましょう。



心のバリアフリー・情報のバリアフリー

自然に生まれた言葉です  
手話

手話は、聴覚に障害のある人たちの間で自然に生まれて発展してきました。手話は各地域によって少し異なりますが、言葉の持つイメージを手で表現しているので、感覚的に分かり合える場合もあります。

成人してから聞こえにくくなった人は、筆談(要約筆記)の方がいい場合もあります。

電車の切符を買うときや、エレベーターなどで見かけます  
点字

1マスに6つまでの小さな突起(点)から構成されています。五十音に対応した標準点字、また数字、アルファベットに対応した表記もそろっています。外国語の点訳も可能です。点字で書かれた本なども、いろいろと出版されています。

訓練された補助犬はパートナー  
盲導犬・聴導犬・介助犬(身体障害者補助犬)

身体の障害のため外出などが不自由な人の生活を助けるために特別に訓練された犬です。犬が補助することによって、屋外へ出ることもできます。

公共施設やお店で、補助犬同伴を受け入れることは、法律によって義務付けられています。



施設のバリアフリー

香川県は、1996(平成8)年3月に「香川県福祉のまちづくり条例」を制定し、障害者、高齢者をはじめ全ての人が、個人として尊重され、主体性及び自立性を保ちながら積極的に社会に参加することができ、また、住み慣れた地域の中で、ふれあい、共感しながら、生きがいを持って生活することができる社会の実現をめざしています。この条例では、公共的施設等へのスロープや手すりの整備基準などを定めることで、バリアフリーを推進しています。また、条例に定めた整備基準に適合した施設へ適合証を交付しています。



適合証



かがわ思いやり駐車場制度

県では、官公署やショッピングセンターなどの公共施設に設置された障害者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)の適正な利用を進めるため、「かがわ思いやり駐車場制度」を実施しています。障害者や要介護高齢者など、移動に配慮が必要となる方が利用証の交付を受け、施設の協力のもとに設置された専用の駐車場に優先的に駐車できる制度です。



かがわ思いやり駐車場制度利用証(車に掲示して使用)



自分ができることは何だろう?

障害のある人に会った時、あなたはどうしますか。例えば、車いすや白い杖を使用しているなど外見で分かる人と、聴覚や内部機能の障害、また知的障害、精神障害があるなど、外見では分からない人もいます。もし、その人が困っているようなら、一人ひとりにふさわしい方法でお手伝いすることが大切です。

まずは、「何かできることはありますか。」と声をかけるなど、あなたにできることから始めてみませんか。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、全ての人に使いやすく、安全で分かりやすいことを考慮したデザインのことです。



自分の力で食事ができるようスプーンの首部分を自由に曲げられます。

香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例(平成29年条例第30号)

この条例は、2017(平成29)年10月に成立し、2018(平成30)年4月に施行されました。この条例では、障害を理由とする差別の解消を図り、共生社会を実現するため、基本理念や県の責務、県民等の役割などが定められています。

インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みです。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう身につけるマークです。



# 性的少数者の人権



最近まちを歩いてたら虹色の旗がかかっているのを見るんだけど、あれはどういう意味があるのかな。

それはレインボーフラッグっていうんだよ。性的少数者の象徴になっている旗なんだ。



へー、そうなんだ。最近LGBTって言葉はよく聞くんだけど、僕の周りにはそんな人いないな～。

そんなことないよ。9.7%の人が性的少数者であると回答した調査もあるんだよ。性的少数者やその支援者が、LGBTの存在を身近に感じてもらうためにレインボーパレードといったイベントも開催しているんだ。



## LGBTとは

同性愛や両性愛の人、性別違和の人などを広く総称して、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)と呼びます。性的少数者のうち、LGBTとは、レズビアン(L:女性の同性愛者)、ゲイ(G:男性の同性愛者)、バイセクシュアル(B:両性愛者)、トランスジェンダー(T:からだの性とこころの性に違和感がある人)のことを言います。

LGBTなど性的少数者の割合は、調査が困難な分野のため、数字にばらつきがありますが、回答者の9.7%とする報告もあります。



## 性の構成要素

人の性は、「からだの性(生物学的性)」「こころの性(性自認:Gender Identity)」「好きになる性(性的指向:Sexual Orientation)」「表現する性(性表現:Gender Expression)」などの組合せです。これらの組合せが多様であるため、性のあり方は多様であるとされています。

「からだの性」とは、外性器・内性器・性染色体など、からだの特徴で分かれる性です。

「こころの性」とは、自分自身がどんな性だと自覚しているか、ということです。男性だと自覚している人、女性だと自覚している人、性別は決めたくないという人などさまざまです。「こころの性」と「からだの性」が一致せず、自身のからだへの違和感を持つ人もいます。

「好きになる性」とは、どのような性の人を好きになるか、ということです。異性を好きになる人、同性を好きになる人、どちらの性も好きになる人、性別にこだわらない人などさまざまです。人の性的指向は、自分の意思で決められるものではありません。

「表現する性」とは、服装・言葉遣い・振る舞いなど、自分自身がどのように「性」を表現したいか、ということです。



## 生活の中で困っていること

性的少数者の方は、日常生活の中で困ることもあります。例えば、トイレや更衣室です。トイレに行きたいのに、人目が気になって行くのを我慢したり、誰もいなくなるまでは入れなくて悩む人がいます。また、自分が望む性別の更衣室で着替えができなくて苦痛を感じている人もいます。

性別欄の記載についても不自由を感じる方がいます。履歴書をはじめさまざまな書類には、「男・女」という性別欄があり、どちらかに○(マル)をつけなければなりません。性的少数者の方たちは、このようなことにも苦しんでいます。

また、服装についても、からだの性に合わせた服を着るように求められることに、とても苦痛を感じています。

### さまざまな性

Q:クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、またはあえて決めない人)

X:エックスジェンダー(「こころの性」を男性・女性のどちらかとは明確に認識していない人)

Aro:アロマンティック(誰に対しても恋愛感情を抱かない人)

Ace:アセクシュアル(誰に対しても性愛の感情を抱かない人)

### SOGI

SOGI(ソジまたはソギ)とは、性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉です。これは、LGBTに限らない全ての人を持っている属性を表します。

### 性別の取扱いの変更の審判が可能となる要件

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成15年法律第111号)より

- 18歳以上であること
- 現に婚姻をしていないこと
- 現に未成年の子がいないこと
- 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

※④の要件は憲法第13条に違反し無効であるとの最高裁判所の判断(2023(令和5)年10月25日)が示されたことから、性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書は、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくとも差し支えない取扱いとされています。

### 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)

この法律は、性の多様性に関する理解増進の施策は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、全ての国民が人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとの「基本理念」にのっとり、国、地方公共団体及び事業主等の役割を定めています。

パートナーシップ宣誓制度

この制度は、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを宣誓した性的少数者のカップルに対し、自治体が2人の関係を証明する制度です。証明書等の交付を受けると、婚姻関係に相当するものとして、公営住宅の入居など利用できるようになる行政サービスがあります。現在、県内すべての市町がパートナーシップ宣誓制度を導入しています。このうち、対象者を拡充して、パートナーシップ宣誓当事者と一緒に暮らしている子どもや父母等も家族関係にあることを証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へ移行している自治体もあります。

香川県パートナーシップ制度(2023(令和5)年10月1日施行)

性的少数者への県民の皆様の一層の理解増進と、多様性に寛容な社会の実現に寄与することを目的とする制度です。取組内容は、次の3点です。  
① 県施策におけるパートナーシップ宣誓者への合理的な配慮  
県の事業において、県内市町からパートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた方を婚姻関係に相当するものとして取り扱うなど、パートナーシップ宣誓者等への合理的な配慮に努めます。  
② 市町間の連絡調整  
宣誓者が引越しをした場合の再度の宣誓手続きの簡素化等について、利便性を図る観点から、各市町と協議のうえ自治体間の連携に努めます。  
③ 民間事業者等に対する普及啓発等

文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015(平成27)年4月30日)

性同一性障害の児童生徒に対して、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等の項目について、学校における支援の事例を周知したものです。また、2016(平成28)年4月1日には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を周知し、性同一性障害だけでなく、同性愛や両性愛等、性的指向に係ることも教育的な課題として取り扱っています。

厚生労働省ホームページ「公正な採用選考の基本」

公正な採用選考をおこなうためには、[LGBT等性的マイノリティの方など特定の人を排除しないことが必要です。特定の人を排除してしまうというのは、そこに予断と偏見が大きく作用しているからです。]としています。



それもセクハラ?

厚生労働省の「セクハラ指針」では、2017(平成29)年1月の改正で、LGBTなどの性的少数者に対する職場でのセクシュアル・ハラスメントも指針の対象となることが明確にされました。

例えば、「LGBTは趣味の問題ではないか?」という誤った認識を持つ人や、差別的な言葉をふざけて使う人がいますが、このような言動は、当事者にとって精神的な苦痛となり、生きづらさにつながります。

また、カミングアウトすることによって「自分を偽ることなく仕事をしたい」と思っている当事者は数多くいます。しかし、カミングアウトしたときの反応に悩み、カミングアウトできない人たちもいます。



誰もが快適に過ごすためには

アウトティング(暴露)は重大な人権侵害です

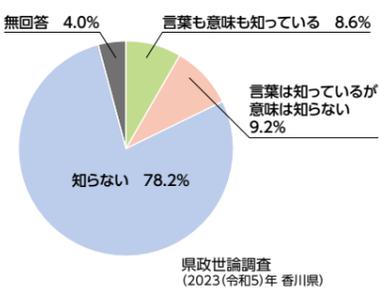
家族、友人、同僚から、「レズビアンなんだ...」「ゲイなんだ...」「トランスジェンダーなんだ...」と打ち明けられたらどのようにしたらよいでしょう。

打ち明けられたということは、あなたを信頼しているというメッセージです。まずは、真摯にその人の話に耳を傾けましょう。

本人の許可なく、性的少数者であることを他人に暴露することを「アウトティング(Outing)」といいます。友人同士で、気軽にアウトティングが行われることがあります。また、打ち明けられたことを受け止め切れずに、他人に思わず話してしまう場合もあります。

いずれにしても自分の性的指向や性自認を他人に知られたくない人にとって、アウトティングは重大な人権侵害です。本人の了解なしに、決して他人には話してはいけません。

「アウトティング」について、言葉や意味を知っていますか。



差別的な言動を見かけたら

みんなと一緒に笑わない、差別的な言動に同調しないというだけでは不十分です。間違っていることは毅然と指摘する勇気も時には必要になります。あなたの一言が社会を変えていききっかけになります。

外国人の人権



最近この辺りに住む外国人が増えてきたね。休みの日にまちを歩いていたらよく見かけるんだ。

そうだね。日本で暮らす外国人は増えているんだよ。



外国から来た人は文化や食生活が違うから大変そうだね。僕たちにできることは何かないかな。

文化や習慣を理解して、コミュニケーションをとっていくことが大事だね。



多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会を多文化共生社会といます。

ヘイトスピーチ

デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に日本社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする言動が一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

災害時における外国人への情報提供

東日本大震災では、駅などでの日本語アナウンスが理解できなかったり、家族や知人への電話が通じなかったりして困った人も少なくありませんでした。その経験を踏まえ、地方公共団体やその他の民間団体などでは、外国人にも分かりやすい情報提供の方法について検討しています。

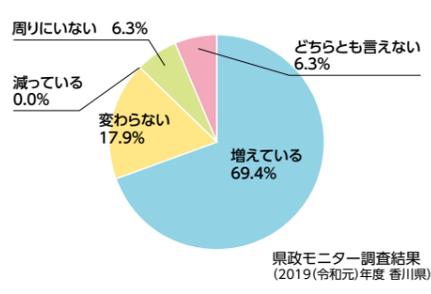
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)(平成28年法律第68号)

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、その解消に向けた取組について、基本理念や基本的政策を定め、これを推進することを目的として、2016(平成28)年6月3日に公布・施行されました。この法律では、国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされています。さらに、国は、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を行うとともに、地方公共団体に必要な助言その他の措置を講ずる責任を有するとされています。地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を行うよう努めるとされています。

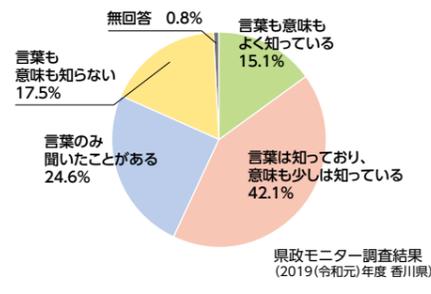
知る いろいろな国の人々が日本にいます

国際化の進展により、香川県でも、外国人訪問者や在県外国人数が近年大きく増加しており、2024(令和6)年6月末の在県外国人(在留外国人)は、18,415人で、5年前2019(令和元)年12月末14,266人と比べると29%以上の増加となっています。

あなたの近所や職場では外国人が増えたと感じていますか。



あなたは、「多文化共生」という言葉や意味について、どの程度知っていますか。



考える 外国人の日本での生活上の不便さ

言語、宗教、習慣などの違いから、職場や学校、地域社会などの日常生活の場でトラブルが生じることがあります。

職場では

- 採用時 ●応募者本人の能力や適性よりも国籍で判断されることがある。 ●在日韓国・朝鮮人の場合、住民基本台帳法(施行令)に基づき、住民票に記載されている通称(通名)でなければ採用されないことがある。
- 就労してから ●「安い労働力」としての劣悪な処遇を受けることがある。
- 地域社会で ●アパートへの入居拒否や、公衆浴場での入浴拒否などされることがある。

これから 認め合うことから始まる コミュニケーション

外国人の増加に伴い、日常生活の中で、互いの文化や習慣などへの理解不足から摩擦が生じることがあります。お互い認め合い、コミュニケーションを深めていくことは大切です。ちょっと挨拶を交わせば、笑顔の輪もどんどん広がります。

HIV感染者の人権



エイズって病気知ってる？ 40年ほど前HIVに感染したエイズ患者が、アメリカで報告されたんだって。

治りにくい恐ろしい病気のイメージがあるよね。



かつては治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが伝えられてきたことで差別が生まれたんだよ。

誤った知識が差別や偏見につながってしまうんだよね。まずは、正しく知ることから始めないかね。





### HIV感染者への人権侵害の例

HIV・エイズへの誤解や偏見から、感染者や患者の人権への配慮を欠いた対応が多くみられていました。

#### HIV感染者への人権侵害の例

##### 医療現場では

- HIV感染者の診療を拒否
- 本人に無断でHIVに感染しているかどうか検査を行う など

##### 社会生活では

- アパートの入居拒否、立ち退きの要求
- 公衆浴場への入場拒否
- HIV感染を理由とした解雇 など



### 正しい知識を持ちましょう

エイズとは、HIVというウイルスに感染することによって引き起こされる病気の総称です。HIVに感染後、体の中でHIVが増えて、体を守る免疫システムが低下していきます。症状がなくても、感染力はあり、他の人へ感染させてしまう可能性もあります。

今はまだHIV感染症を完全に治す薬はありませんが、感染したことに早く気づき、適切な治療をすれば、エイズの発症を予防したり、遅らせることができます。発症しても、適切な治療を受けることで社会生活を続けていくことができます。早期に感染を発見し、早期に治療を始めることが大事です。



### HIVについて

HIVは、とても感染力の弱いウイルスです。感染経路は、主に、性行為・血液感染・母子感染の3つで、特に日本では、性行為による感染がほとんどを占めています。感染者との性的接触以外で、日常生活でうつることはまずありません。

身近にHIV感染者がいても、今までと変わらない態度で接しましょう。差別や偏見をなくすためにも、正しい知識を持ち、きちんと理解していくことが大切です。

#### HIV感染=エイズではありません。

HIVはヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus)の頭文字をとったもので、ウイルスの名前です。

エイズ(AIDS)とは後天性免疫不全症候群 (Acquired Immunodeficiency Syndrome)の略称で、HIVウイルスに感染することによって引き起こされる病気の総称です。HIVに感染後、数年の潜伏期間を経て発症します。

#### こんなことでは感染しません

- 握手や会話
- せきやくしゃみ
- 食器、タオルなど日用品の共用

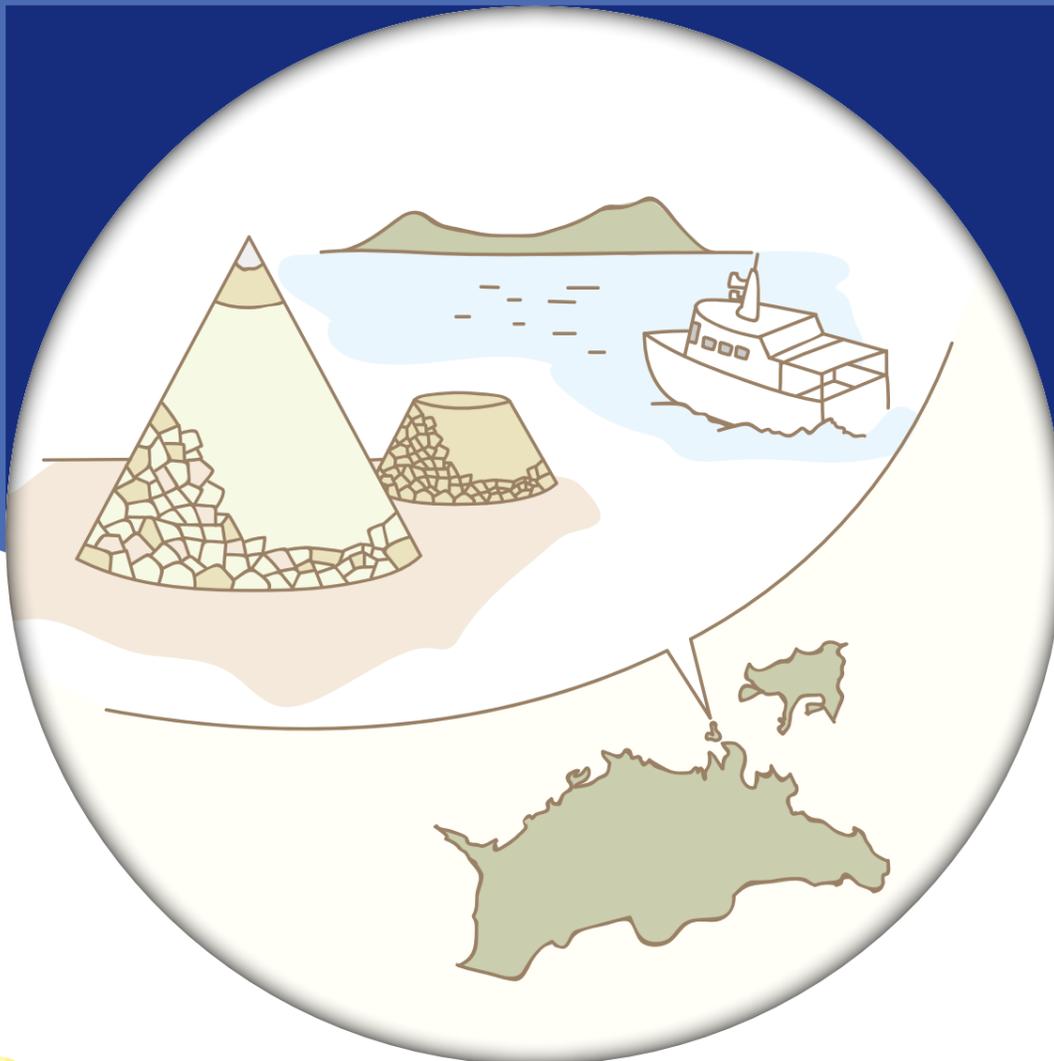
#### レッドリボン運動

赤いリボンを服や持ち物につけるレッドリボン運動は、世界的に広がっています。レッドリボンは、エイズに対して偏見を持っていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。

#### 職場におけるエイズ問題に関するガイドライン (平成7年2月20日労働省労働基準局長・職業安定局長通知)

- 事業者は、職場において労働者に対しエイズ教育を行い、エイズに関する正しい知識を提供すること
- 事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、HIV検査を行わないこと
- HIVに感染していることそれ自体は解雇の理由とならないことなど

# ハンセン病回復者の人権



瀬戸内国際芸術祭の会場になっている大島へ行ってきたんだ。大島には、大島青松園というハンセン病療養所があるんだ。



ハンセン病は、かつて遺伝病、不治の病と考えられていたんだよね。患者は社会から強制隔離され、恐ろしい病気だと誤解されていたんだよね。



1873(明治6)年に「らい菌」による感染症であることが分かり、その後有効な薬が発見されてからも、隔離政策は1996(平成8)年(「らい予防法」廃止)まで続いたんだ。



ハンセン病は伝染性の強い病気だという誤った認識が広まり、偏見によって、患者・回復者やその家族は長い間差別を受けてきたんだよね。



隔離政策が廃止された後、今もなお、差別や偏見が根強く残っているんだ。



# 犯罪被害者等の人権



毎日のように悲しい事件がニュースで流れているよね。被害に遭った方やご家族は本当に大変な思いをされているんだろうね。

そうだね。でもね、犯罪の被害だけでなく、その後も、うわさやデマが流れることで、眠れなくなるほど、さまざまな問題に悩まされる場合があるんだ。



被害に遭った後のことまでは知らなかったわ。とても深刻な問題だね。私たちにも何かできることはあるかな？



## 知る 苦しめているのは加害者だけではありません

犯罪被害者やその家族が受ける被害は、命を奪われる、家族を失う、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害ではありません。

事件に遭ったことにより生じるさまざまな問題に苦しめられるなど、「二次被害」も深刻な問題となっています。

犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷などがされないよう、私たち一人ひとりが被害者の心情に理解を深め、人権に配慮していくことが大切です。

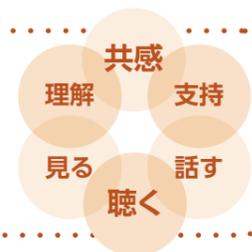
## 考える 被害者の抱えるさまざまな問題

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道によるストレス、不快感

犯罪被害者は、上記のような不安を抱えています。犯罪被害者の現状を知り、精神的なサポートを行うことが大切です。

## 考える 被害者の心の傷の回復のために大切なこと

- 一人の人間としての共感を忘れないこと
- 被害者や遺族の心情を思いやり対応すること
- 被害者や遺族の話にしっかり向き合って聴くこと
- 二次被害を与えないこと



## これから まずは、ご相談を

県や市町には、被害者支援の相談窓口があります。また、民間にも被害者支援を行う団体があります。犯罪の被害に遭い、困ったことがあれば、まずご相談ください。(相談窓口は裏面に記載しています。)

### 犯罪被害者等

犯罪の被害者本人だけでなく、その家族や遺族を含めた言葉です。

### 犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としています。また、基本理念として、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することが定められています。

さらに、国、地方公共団体及び国民の責務などが定められています。

### 香川県犯罪被害者等支援条例 (令和2年条例第43号)

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。

条例に基づき、犯罪被害者等支援事業として、法律相談及び心理カウンセリングの充実のほか、見舞金の給付や再提訴費用の助成を行うとともに、県民の理解を深めるため「犯罪被害を考える週間」による広報・啓発活動を推進します。

# インターネットによる 人権侵害



最近アイドルへのインターネット上の誹謗中傷がニュースになっていたね。

そうだね。あんなこと書いてもいいの？



誰が書いたか分からないから、あんなことを書く人がいるんだね。相手の顔が見えないから軽い気持ちで書いているんだろうけど、コメントを書かれた本人はたまったもんじゃないよ。

インターネット上でも誹謗中傷はいけないよね。



## インターネットの普及

インターネットは、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。今では、利用方法も多様化し、さまざまな人にとって身近なものになっています。



## インターネットの利用例

- ホームページ、ブログの閲覧
- ソーシャルメディアの利用
- オンラインゲーム
- インターネットショッピング
- 電子メールの送受信
- テレワーク等



## インターネット上での人権侵害の特徴

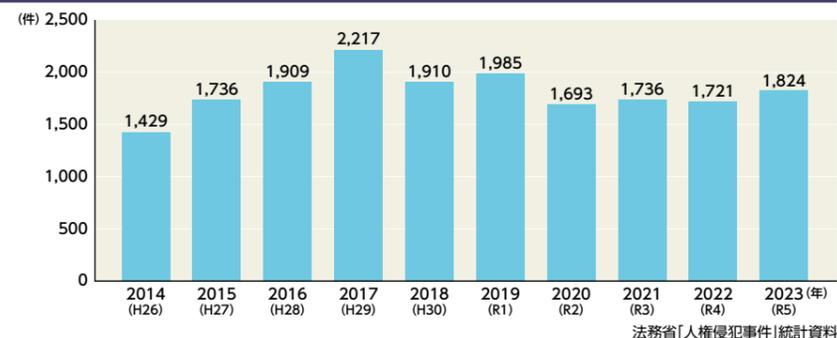
- 加害の容易性(誰でも簡単に書き込みができる)
- 匿名性(匿名での書き込みが可能)
- 被害の拡散性(世界中から閲覧可能、コピーや転載)
- 被害回復の困難性(情報発信者が特定しにくい)



## インターネット上での人権侵害の事例

- 差別表現(差別・偏見の書き込み)
- 誹謗中傷(他人の名誉を傷付ける書き込み)
- 脅迫(相手を名指した殺害予告や暴行予告)
- 個人情報の流出
- プライバシーの侵害(写真・動画の掲載、個人情報のさらし)
- 児童ポルノ(児童の裸の写真の掲載)
- 嫌がらせメール(相手が嫌がるメールの送受信)
- ネットいじめ(悪口・SNSでのなかま外し)

法務省人権擁護機関が受け付けたインターネットに関する人権侵犯事件数の推移



### 誹謗中傷事例1

2019(令和元)年8月に常磐自動車道であり運転事件があり、加害者男性の車に同乗していた女性と誤認された会社経営者の女性が、インターネット上での誹謗中傷や迷惑電話などの被害を受けました。この誤った情報をインターネットに流した複数の人物は、この女性から名誉棄損で訴えられ、東京地裁から賠償が命じられています。

### 誹謗中傷事例2

2020(令和2)年、女性プロレスラーのテレビ番組出演時の言動がSNS上で大勢の人たちから誹謗中傷を受け、この女性プロレスラーは同年5月、自殺しました。SNSで誹謗中傷する内容を投稿した男性3名が、書類送検されています。

### 侮辱罪の法定刑を引き上げへ

侮辱罪は、人を公然と侮辱して社会的評価を下げる行為が対象となります。2022(令和4)年7月、従来の法定刑「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となり、公訴時効期間も3年に延長されました。

情報流通プラットフォーム対処法  
(平成13年法律第137号)

「プロバイダ責任制限法」が一部改正(2024(令和6)年5月公布)され、法律の名称が「情報流通プラットフォーム対処法」に改められました。(公布の日から1年以内に施行)

この一部改正により、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に削除対応の迅速化として、申出窓口・手続の整備・公表や判断結果の期限内通知を、運用状況の透明化として、削除基準の策定・公表、削除申出の受付件数や削除の実施状況等の公表を義務付けました。

投稿者の電話番号開示へ

総務省は、ネット上で中傷を受けた被害者が投稿者を特定しやすくするため、2020(令和2)年8月31日に総務省令を改正し、SNS運営会社などに求める開示情報の対象に、投稿者の電話番号を加えました。電話番号は投稿者を特定しやすく、裁判手続きの負担軽減につながります。

発信者の情報開示の裁判手続きがより簡易に

誹謗中傷やプライバシーを侵害する書き込みをされたときは、書き込んだ人(発信者)の情報開示を請求することができる仕組みがあります。

2021(令和3)年4月、プロバイダ責任制限法の改正により、新たな裁判手続きが創設され、情報開示が1つの手続でも行えるようになりました。\*

(2022(令和4)年10月施行)  
特定されると、被害者から損害賠償請求等をされることがあります。

※従来、発信者情報の開示には、一般的に2回の裁判手続を別々に経ることが必要とされてきました。



ネットではいけないこと

- 見覚えのないメールを開く
- 心当たりのないメールに返信する
- 気軽に実名で登録する など



被害への対処方法

- 相手に知られずに投稿を非表示にする機能(ミュート)、つながりを断つ機能(ブロック)の活用
- 証拠を保存する(スクリーンショット機能で表示画面を保存するなど)
- 削除依頼(投稿者や掲示板・ブログの管理人、プロバイダなどに)
- 信頼できる機関に相談



インターネット上で相手を傷つけないために

インターネットの向こう側にも、人間がいます。ネットの匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。調査をすれば、発信者の特定は可能であり、罪に問われることもあります。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れずに、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。



ネットリテラシー

「リテラシー」(literacy)は、もとの「読み書き能力」から転じて、「主体的に読み解く能力、対象の特性を理解する能力、対象に主体的にアクセスし活用する能力、コミュニケーションを想像する能力」等を指します。インターネット上のさまざまな情報を、正しく理解し、適切に活用できる「ネットリテラシー」を意識しましょう。

2021(令和3)年度人権啓発ポスター



2022(令和4)年度人権啓発ポスター



北朝鮮当局による  
拉致問題等



今日は学校でアニメ「めぐみ」を見てきたんだ。当時中学校1年生だった横田めぐみさんが拉致された事件のアニメだよ。拉致問題って知っている？



知っているよ。拉致された人は、今なお自由を奪われ、北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っているんだよね。



突然家族と離れ離れで違う国で生きるの、とってもつらいことだよ。絶対許せないよ!!



そうだよね。日本に帰国できた人もいるけれど、まだ帰国できない人もいるんだ。これからも救出のための闘いは続いていくんだね。



# みんなの人権法令集

## ★人権

<p><b>日本国憲法</b><b>(抜粋)</b></p>	<p>昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行</p>
<p><b>【基本的人権の享有】</b></p> <p>第11条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</p>	

<p><b>【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】</b></p> <p>第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	
--	--

<p><b>【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】</b></p> <p>第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	
---	--

<p><b>【法の下の平等】</b></p> <p>第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>	
---	--

<p><b>【基本的人権の本質】</b></p> <p>第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p>	
--	--

<p><b>世界人権宣言</b><b>(抜粋)</b></p>	<p>昭和23年12月10日第3回国際連合総会で採択</p> <p>人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもちらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての理念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。</p>
---------------------------------	---

<p>第1条　すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。</p>	
<p>第2条　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。</p>	

<p>2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国である、信託統治地域である、非自治地域である、又は他のなんらかの主権制限の下にあると問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしはならない。</p>	
<p>第3条　すべて人は、生命、自由及び身体上の安全に対する権利を有する。</p>	
<p>第4条　何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。</p>	
<p>第5条　何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。</p>	

<p>第6条　すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。</p>	
---	--

<p>7第7条　すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。</p>	
---	--

<p>第8条　すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。</p>	
<p>第9条　何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。</p>	

<p>第10条　すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。</p>	
<p>第11条　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。</p>	

<p>2　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課されない。</p>	
<p>第12条　何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。</p>	

<p>第13条　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。</p>	
<p>2　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。</p>	

<p><b>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</b></p>	<p>平成12年法律第147号</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。</p>	

<p>(定義)</p> <p>第2条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間には人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。</p>	
--	--

<p>(基本理念)</p> <p>第3条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。</p>	
--	--

<p>(国民の責務)</p> <p>第4条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
--	--

<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第5条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
---	--

<p>(国民の責務)</p> <p>第6条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</p>	
--	--

<p>(基本計画の策定)</p> <p>第7条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p>	
--	--

## ★同和問題

<p>(年次報告)</p> <p>第8条　政府は、毎年、国会に、政府が調じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。</p>	
--	--

<p>(財政上の措置)</p> <p>第9条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。</p>	
--	--

<p><b>★同和問題</b></p> <p><b>同和对策審議会答申</b><b>(抜粋)</b></p>	<p>昭和40年8月1日答申</p>
--	--------------------

<p>第1部　同和問題の認識</p> <p>1　同和問題の本質</p> <p>　　いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおひちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。</p>	
---	--

<p>　　その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集团的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身ながゆえに陰に陽に身分的差別のあつたいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「編民部落」など蔑称がよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。</p>	
--	--

<p>　　この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。</p>	
--	--

<p>　　すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。</p>	
---	--

<p>　　封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外的ものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の变革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといつことができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかつた。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかつた。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかつた。したがつて、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変らない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をすごつてきたのである。</p>	
--	--

<p>　　その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平士の自主的解放運動がおこり、それを契機にようやく同和問題の重要性が認識されるにいたつた。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によつて同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。</p>	
---	--

<p>　　わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。</p>	
---	--

<p>　　このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的共同体関係が生き残つており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣</p>	
---	--

## 習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

<p>また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。</p>	
--	--

<p>さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残つており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。</p>	
---	--

<p>このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。したがつて、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみではなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままできり残されているのである。</p>	
---	--

<p>　　したがって、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であつて、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考へている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。</p>	
---	--

<p>　　同和問題もまた、すべての社会現象がそうであるように、人間社会の歴史的發展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。</p>	
--	--

<p>　　したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しよう、同和問題が解決することは永久にありえないと考へるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考へて、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつともなく解消すると主張することにも同意できない。</p>	
---	--

<p>　　実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に蔵存し、多種多様な形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別にこれを分けることができる。</p>	
---	--

<p>　　心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の蔑称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によつて交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が完全に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。</p>	
---	--

<p>　　このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあつている。すなわち、心理的差別が原因となつて実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となつて心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。</p>	
---	--

<p>　　すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にいしては完全に保障されていないことが差別のものである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、職業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となつたのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがつて、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滯的過剩人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。</p>	
---	--

<p>　　以上の解明によつて、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和对策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。</p>	
--	--

<p><b>部落差別の解消の推進に関する法律</b><b>(部落差別解消推進法)</b></p>	<p>平成28年法律第109号</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もつて部落差別のない社会を実現することを目的とする。</p>	

<p>(基本理念)</p> <p>第1条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もつて部落差別のない社会を実現することを目的とする。</p>	
--	--

<p>(基本理念)</p> <p>第2条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するわけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。</p>	
---	--

<p>2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。</p>	
--	--

<p>(相談体制の充実)</p> <p>第4条　国は、部落差別に関する相談的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。</p>	
--	--

<p>(教育及び啓発)</p> <p>第5条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。</p>	
--	--

<p>2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。</p>	
--	--

<p>(部差別の解消の推進に関する法律</p>	<p>平成11年法律第78号</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条　我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下に平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつづ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。</p>	

<p>　　一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していで上、男女が、互いにその人権を尊重しつづ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。</p>	
---	--

<p>　　このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。</p>	
---	--

<p>　　ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。</p>	
--	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(国民の責務)</p> <p>第3条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
--	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(国民の責務)</p> <p>第3条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
--	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p> <p>第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	
---	--

<p>(目的)</p>
-------------

# みんなの人権法令集

(家庭生活における活動と他の活動の両立)  
**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)  
**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)  
**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)  
**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)  
**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**香川県男女共同参画推進条例(抜粋)**  
 平成14年条例第3号  
 (目的)  
**第1条** この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)  
**第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

**2** 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

**3** 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**4** 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)  
**第4条** 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

**2** 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)  
**第5条** 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

**2** 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)  
**第6条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

**2** 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)  
**第7条** 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。  
 (1) 性別による差別的取扱い  
 (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)  
 (3) 男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)(抜粋)**  
 昭和47年法律第113号  
 (目的)  
**第1条** この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)  
**第2条** この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

**2** 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)  
**第3条** 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

**事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(抜粋)**  
 平成18年厚生労働省告示第615号【令和2年6月1日適用】

**1** はじめに  
 この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「法」という。)第11条第1項から第3項までに規定する事業主が職場において行われる性的な言動に対する労働者への対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの(以下「対価型セクシュアル・ハラスメント」という。))と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(以下「環境型セクシュアル・ハラスメント」という。)がある。

**2** 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの内容  
 (1) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの(以下「対価型セクシュアル・ハラスメント」という。))と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(以下「環境型セクシュアル・ハラスメント」という。)がある。  
 なお、職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメントも、本指針の対象となるものである。

(4) 「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。当該言動を行う者には、労働者雇用する事業主(その者が法人である場合にあつてはその役員。以下この(4)において

同じ。)、上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等もなり得る。

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)(抜粋)**  
 平成27年法律第64号

(目的)  
**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。))が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の变化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

**2** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

**3** 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)  
**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業者の責務)  
**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立による雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)(抜粋)**  
 平成13年法律第31号  
 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。  
 ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(国及び地方公共団体の責務)  
**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(配偶者暴力相談支援センター)  
**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

**2** 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

**3** 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。  
 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

**4** 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

**5** 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(抜粋)**  
 平成30年法律第28号

(目的)  
**第1条** この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職」という。))にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。))が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

**第2条** 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

**2** 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

**3** 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

**4** 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)  
**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。))にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)  
**第4条** 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に依る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に関する研究の実施、当該問題に関する言動等に関する事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)  
**第9条** 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生を防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(抜粋))  
 平成12年法律第82号  
 (目的)  
**第1条** この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)  
**第2条** この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。))がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。))について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。))その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)  
**第3条** 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)  
**第4条** 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。))並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第1項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。))、学校及び医療機関の間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助

成されるようにすること。

**六** 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)  
**第4条** 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)  
**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)  
**第6条** 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)  
**第7条** 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が発揮することも施策に協力するよう努めるものとする。

**児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(抜粋)**  
 平成12年法律第82号

(目的)  
**第1条** この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)  
**第2条** この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。))がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。))について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。))その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)  
**第3条** 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)  
**第4条** 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。))並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第1項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。))、学校及び医療機関の間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助

**2** 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助



# みんなの人権法令集

## 障害者に対する差別の解消に関する法律

の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（障害者に対する虐待の禁止）
第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）
第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）
第5条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者虐待の早期発見等）
第6条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

<p>（目的）</p> 第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者等と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。	<p>平成25年法律第65号</p>
<p>（国民の責務）</p> 第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。	
<p>（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）</p> 第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を確に行うため、自ら設置する	

（国及び地方公共団体の責務）
第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）
第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）
第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を確に行うため、自ら設置する

施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）
第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）
第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

<p>（香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（抜粋）</p> <p>平成29年条例第30号</p> 第5条 この条例は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現は、私たち全ての願いである。 そして、障害の有無にかかわらず、全ての県民の個人としての尊厳が重んぜられる社会は、人生の各段階において、どのような状況であっても多様な価値観を認め選択できる社会であり、全ての県民がより自分らしく暮らせる社会につながるものである。 しかしながら、障害のある人の自立と社会参加は、その障害特性のみならず、障害や障害のある人に対する偏見、誤解等の意識上の障壁、障害のある人の社会参加を制約する物理的障壁など様々な社会的障壁により、今なお十分に果たされていない。 このような状況を踏まえ、私たちは、一人一人が障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で助けとなる様々な社会的障壁について、建設的対話を通じて、互いを理解し、尊重し、互いに歩み寄ることで、これを取り除くよう、努力しなければならない。 ここに、私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けて、県、市町、県民及び事業者が一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定する。	<p>平成29年条例第30号</p>
<p>（目的）</p> 第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、及び県の責務、市町の役割等を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。	
<p>（基本理念）</p> 第3条 第1条に規定する社会の実現は、次に掲げる事項を基本として図られなければならない。	
<p>(1) 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することとする。</p>	
<p>(2) 全ての障害のある人は、その社会参加を制約している社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮がされることにより、社会の様々な分野に参加し、及び協力することができること。</p>	
<p>(3) 県、市町、県民、事業者その他の関係機関が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して、社会全体で取り組む必要があること。</p>	
<p>(4) 障害を理由とする差別の多くが、障害のある人に対する偏見、誤解その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害及び障害のある人（以下「障害等」という。）に対する理解を深める必要があること。</p>	

(5) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者が互いの理解に努め、対等な立場で建設的な対話によること。

(6) 全ての障害のある人は、障害があることに、性別、年齢その他の要因が加わることに特に特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がされること。

(7) 県内に暮らす障害のある人の生活のみならず、県外から訪れる障害のある人に対しても、その状況に応じた配慮がされること。

（県の責務）
第4条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、障害等に対する県民及び事業者（以下「県民等」という。）の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、市町が次条の施策を実施する場合にあっては、当該市町と連携し、及び協力するとともに、当該市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

<p>（市町の役割）</p> 第5条 市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障害等に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。	
<p>（県民等の役割）</p> 第6条 県民等は、基本理念にのっとり、障害等に対する理解を深めるとともに、第4条第1項及び前条の施策に協力するよう努めるものとする。	

2 県民等は、障害のある人及びその家族等が障害による生活上の困難を軽減するための支援を求めやすい社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 県民等は、障害のある人及びその家族等が障害による生活上の困難を軽減するための支援を求めやすい社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

3 障害のある人は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去のために必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、適切な支援が得られ、障害等に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

（財政上の措置）
第7条 県は、障害等に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第8条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 知事は、前項の行為を防止するため、福祉サービス、雇用、労働その他障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を別に定めるものとする。

<p>★性的少数者の人権</p> <p>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（抜粋）</p> <p>令和5年法律第68号</p>	
<p>（目的）</p> 第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。	

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（基本理念）
第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）
第4条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）
第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の

（地方公共団体の役割）
第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業者等の努力）
第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）
第8条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

<p>★外国人の人権</p> <p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）（抜粋）</p> <p>平成28年法律第68号</p>	
<p>我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。 もともと、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。 ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権尊重と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。</p>	

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。
もともと、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。
ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権尊重と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（基本理念）
第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）
第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）
第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）
第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）
第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）
第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

<p>★HIV感染者の人権、ハンセン病回復者の人権</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）</p> <p>平成10年法律第114号</p>	
<p>人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。コレラ、瘧そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。 医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。 一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいじめのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。 このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。 ここに、このような視点に立て、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。</p>	
<p>（目的）</p> 第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めるとことにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立て、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

（目的）
第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めるとことにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（基本理念）
第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に応じし、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

（国及び地方公共団体の責務）
第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策としての有機的な連携を図ることととも、保健医療の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進及び当該医薬品の安定供給の確保、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

（国民の責務）
第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（医師等の責務）
第5条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう

努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（獣医師等の責務）
第5条の2 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（情報の公表等）
第16条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第12条から前条までの規定より収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 都道府県知事は、第四十四条の第二第一項、第四十四条の七第一項又は第四十四条の第十一項の規定による公表（以下「新型コロナウイルス感染症等感染症に係る発生等の公表」という。）が行われたときから、第四十四条の第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表又は第五十三条第一項の政令の廃止（第三十六条の第二第一項及び第六十三条の四において「新型コロナウイルス感染症等感染症」と認められることにより、当該感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため）があるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による協力の求めに関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、新型コロナウイルス感染症等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（当該都道府県の区域内に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供することができる。

4 第一項の規定による情報の公表又は前項の規定による情報の提供を行うに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

（協力の要請等）
第16条の2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師、医療機関、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

<p>（知識の普及等）</p> 第13条 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症等及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス感染症等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。	<p>平成24年法律第31号</p>
<p>（知識の普及等）</p> 第13条 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症等及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス感染症等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。	

（知識の普及等）
第13条 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症等及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス感染症等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

（知識の普及等）
第13条 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症等及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス感染症等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等をする 것을要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

★**犯罪被害者等の人権**  
**犯罪被害者等基本法(抜粋)**

平成16年法律第161号  
安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言えないばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなくなった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)  
第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(基本理念)  
第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を適切に受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)  
第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)  
第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)  
第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実

施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

香川県**犯罪被害者等支援条例(抜粋)**  
令和2年条例第43号

(目的)  
第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)  
第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)  
第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)ののっとり、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の責務)  
第5条 県民は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)  
第6条 事業者は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)  
第7条 市町は、基本理念ののっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)  
第8条 民間支援団体は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

★**インターネットによる人権侵害**  
**特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)(抜粋)**

平成13年法律第137号  
(趣旨)  
第1条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(発信者情報の開示請求)  
第5条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者

情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第15条第2項において同じ。)以外の発信者情報については第1号及び第2号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
- イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
- ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。
- (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
- (2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報
- ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

- 2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。))に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。
- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

- 3 前2項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

(発信者情報開示命令)  
第8条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第5条第1項又は第2項の規定による請求に基づき発信者情報の開示を命ずることができる。

★**北朝鮮当局による拉致問題等**  
**北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(抜粋)**

平成14年法律第143号  
(目的)  
第1条 この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができるに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情に鑑み、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするほか、帰国被害者等の自立を促進し被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するとともに、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補充しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、拉致被害者等給付金、高齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。

(国等の責務)  
第3条 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をすものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的

連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する**法律(抜粋)**

平成18年法律第96号  
(目的)  
第1条 この法律は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国家的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害者問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びそ

の抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)  
第2条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題(以下「拉致問題」という。)を解決するため、最大限の努力をすものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をすものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)  
第3条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

おもな相談機関のご案内

- 人権に関する相談**  
高松法務局人権擁護部 高松市サンポート3番33号(高松サンポート合同庁舎南館2階)  
☎(087)821-7850  
香川県人権・同和政策課 高松市番町四丁目1番10号  
☎(087)832-3205

- 同和問題**  
香川県人権・同和政策課 高松市番町四丁目1番10号  
☎(087)832-3202  
えせ同和行為対策関係機関連絡会(県内)  
高松法務局人権擁護部 高松市サンポート3番33号(高松サンポート合同庁舎南館2階)  
☎(087)821-7850  
(公財)香川県暴力追放運動推進センター 高松市扇屋町5番地9  
☎(087)837-8889

- 女性**  
子ども女性相談センター 高松市西宝町二丁目6番32号  
☎(087)835-3211  
かがわ男女共同参画相談プラザ 高松市番町一丁目10番35号(香川県社会福祉総合センター3階)  
☎(087)832-3198

- 子ども**  
子ども女性相談センター 高松市西宝町二丁目6番32号  
☎(087)862-8861  
西部子ども相談センター 丸亀市土器町東八丁目526番地  
☎(0877)24-3173

- 高齢者**  
高齢者の総合相談支援 各市町地域包括支援センター  
高松市地域包括支援センター 高松市桜町一丁目9番12号  
☎(087)839-2811  
丸亀市地域包括支援センター 丸亀市大手町二丁目4番21号  
☎(0877)24-8933  
坂出市地域包括支援センター 坂出市室町二丁目3番5号  
☎(0877)44-5091  
普通寺市地域包括支援センター 普通寺市文京町二丁目1番1号  
☎(0877)63-6364  
観音寺市地域包括支援センター 観音寺市坂本町一丁目1番1号  
☎(0875)25-7791  
さぬき市地域包括支援センター さぬき市寒川町石田東935番地1  
☎(0879)26-9931  
東かがわ市地域包括支援センター 東かがわ市湊1809番地  
☎(0879)26-1261  
三豊市地域包括支援センター 三豊市高瀬町下勝間2373番地1  
☎(0875)73-3021  
土庄町地域包括支援センター 小豆郡土庄町測崎甲1400番地2  
☎(0879)62-7002  
小豆島町地域包括支援センター 小豆郡小豆島町片城甲44番地95  
☎(0879)82-7006

- 三木町地域包括支援センター 木田郡三木町氷上310番地  
☎(087)891-3321  
島島町地域包括支援センター 香川郡直島町1122番地1  
☎(087)892-3400  
宇多津町地域包括支援センター 綾歌郡宇多津町1881番地  
☎(0877)49-8740  
綾川町地域包括支援センター 綾歌郡綾川町陶1720番地1  
☎(087)876-1002  
琴平町地域包括支援センター 仲多度郡琴平町榎井891番地1  
☎(0877)75-6880  
多度津町地域包括支援センター 仲多度郡多度津町西港町127番地1  
☎(0877)33-1138  
まんのう町地域包括支援センター 仲多度郡まんのう町吉野下430番地  
☎(0877)73-0125

- 障害者**  
障害福祉相談所(障害者権利擁護センター)  
高松市田村町1114番地  
☎(087)867-2696 FAX.(087)867-3050  
東讃保健福祉事務所 さぬき市津田町津田930番地2  
☎(0879)29-8263  
小豆総合事務所 小豆郡土庄町測崎甲2079番地5  
☎(087)62-1373  
中讃保健福祉事務所 丸亀市土器町東八丁目526番地  
☎(0877)24-9963  
西讃保健福祉事務所 観音寺市坂本町七丁目3番18号  
☎(0875)25-2052  
高松市保健所 高松市桜町一丁目9番12号  
☎(087)839-3801  
香川県精神保健福祉センター 高松市松島町一丁目17番28号  
☎(087)804-5565  
発達障害者支援センター「アルプスカガワ」高松市田村町1114番地  
☎(087)866-6001  
～高齢者・障害者の福祉サービス利用援助や成年後見制度についての相談は～  
香川県社会福祉協議会 権利擁護・成年後見支援センター  
高松市番町一丁目10番35号(香川県社会福祉総合センター4階)  
☎(087)861-8883

- 外国人**  
かがわ外国人相談支援センター  
高松市番町一丁目11番63号(公財)香川県国際交流協会内)  
☎(087)837-0411

- エイズ**  
東讃保健福祉事務所 さぬき市津田町津田930番地2  
☎(0879)29-8261  
小豆総合事務所 小豆郡土庄町測崎甲2079番地5  
☎(0879)62-1373  
中讃保健福祉事務所 丸亀市土器町東八丁目526番地  
☎(0877)24-9962



香川県**人権啓発**  
**マスコットキャラクター**  
**人権かがやきくん**

- 西讃保健福祉事務所 観音寺市坂本町七丁目3番18号  
☎(0875)25-2052  
高松市保健所 高松市桜町一丁目10番27号  
☎(087)839-2870

- ハンセン病**  
香川県業務課 高松市番町四丁目1番10号  
☎(087)832-3305

- 犯罪被害者等**  
香川県くらし安全安心課 高松市番町四丁目1番10号  
☎(087)832-3233  
香川県警察本部性犯罪被害者専用相談電話(ハートフルライン)  
☎#8103、(0120)694-110 FAX兼.(087)831-9110  
香川県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人かがわ被害者支援センター  
☎(087)897-7799  
性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」  
☎(087)802-5566 ・#8891

- インターネットによる人権侵害**  
法務省(インターネット人権相談受付窓口)  
パソコンからは▼  
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html  
携帯電話からは▼  
http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html  
～子どものネットいじめや個人情報の無断掲載などのネットトラブルに関する相談は～  
香川県教育センター 高松市郷東町587-1  
☎(087)813-3850

- 性的少数者**  
香川県人権・同和政策課 高松市番町四丁目1番10号  
☎(087)832-3222  
相談日時 毎月第1月曜日・第3土曜日 18:00～21:00  
プライド香川▶メール：info@proud-kagawa.org  
▶LINE：@proud-kagawa  
あしたプロジェクト  
▶メール：ashipro.life@gmail.com  
▶Facebook：https://www.facebook.com/ashipro.life/  
▶Instagram：@ashipro7830  
※原則として1週間以内に返信します。

- 拉致問題**  
香川県健康福祉総務課 高松市番町四丁目1番10号  
☎(087)832-3252